

特定非営利活動法人E L F 丸亀定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人E L F 丸亀と言う。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県丸亀市中津町861番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域のすべての人びとが、文化・スポーツの生涯学習活動に参加することができ、これらの振興、育成に係わる活動を通じて独自の丸亀の文化・スポーツの新しい構造を確立するとともに、平和なコミュニティ社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室、文化教室事業、農業教育事業
- (2) 選手、指導者、審判員の育成に係る事業
- (3) スポーツサークル、文化サークルの企画および運営に係る事業
- (4) スポーツ大会、文化イベントの企画および開催に係る事業
- (5) スポーツ用品の海外への援助
- (6) 施設、備品の管理および運営を図る事業

- (7) 施設、備品の整備および拡充を図る事業
 - (8) 生涯スポーツに係る問題に関する研究並びにその具現化を図る事業
 - (9) スポーツサロンの運営に係る事業
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 物品の輸入および生産と販売事業
 - (2) 学習の指導事業
 - (3) 各種委託事業
- 3 前項第2項に掲げる事業は、同項第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) その他の会員 理事会が別に会員規定に定めた会員

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人が行う各種活動に賛同し、積極的に参加することが可能であること。
 - (2) この法人が目的を達成するための見識を備えていること。
 - (3) 個人の利益のために参加するのではなく、組織および地域社会のために活動をおこなえること。
- 2 その他の会員については、特に条件を定めない。
- 3 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが第1項に掲げる条件に適合するとみとめるときには、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 その他の会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 5 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 その他の会員の入会金および会費に関する細目は、理事会の議決を経て、別に会員規定に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令およびこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問および職員

(役員の種類および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上20人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の決議に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は香川県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められたとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問3人をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に係る事項に関し、専門的見地から助言および意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第 29 条 総会における決議事項は、第 26 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条および次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 理事会は、この法人に必要な細則等の制定および改廃ができる。

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号および第3号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第37条 理事会における決議事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種類とする。

(事業計画および収支予算)

第45条 この法人の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

- 2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過又は予想外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て既定予算の追

加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 49 条 この法人の事業報告、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に配分してはならない。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、香川県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 香川県知事による認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、香川県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の時点において議決、承認された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、香川県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めのない事項および運営上必要な事項は、理事会の決議により細則で定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
正会員 入会金 5,000 円 年会費 10,000 円
その他の会員 入会金 3,000 円 年会費 12,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の既定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。

役員名簿

役名	氏名
理事長	齊藤 栄嗣
副理事長	丹下 善弘
副理事長	白川 孝男
理事	漆原 光徳
理事	山野 登
理事	山本 利明
理事	大山 浩二
理事	平岡 正人
理事	石井 克範
理事	大星 敬子
理事	松原 俊男
理事	田中 勝彦
理事	角田 勝弘
理事	嶋田 伸司
監事	岩根 新太郎
監事	平井 康裕

